

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

### ひとり親世帯分

▶**対象** 児童扶養手当の支給要件に該当している子どもを監護などしている人であって、次のいずれかに該当する人

①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人(申請不要)。

②公的年金などを受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(申請が必要)。

※「公的年金など」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。

③令和2年(令和3年度)の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている人(申請が必要)。

▶**給付額** 児童1人当たり一律5万円

※「ひとり親世帯以外分」をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

※申請不要の人については、令和4年6月24日に児童扶養手当受給口座へ振り込み済みです。

▶**申請に必要なもの**

申請書 添付書類

本人確認書類(運転免許証など)

通帳など(振込先がわかるもの)

※必要書類は申請書に記載されています。

※詳しくはお問い合わせください。



### ひとり親世帯以外分

▶**対象** 次の養育要件①～⑤のいずれかに該当し、かつ所得要件ア・イのいずれかに該当する人

#### 養育要件

①令和4年4月分の児童手当を受けた人

②令和4年4月分の特別児童手当を受けた人

③令和4年5月分～令和5年3月分の児童手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人

④令和4年4月分～令和5年3月分の特別児童扶養手当の新規認定や手当額増額の認定を受けた人

⑤①～④以外で、令和4年3月31日時点で平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童を養育している人(高校生のみ養育している人など)

#### 所得条件

ア. 令和4年度分の住民税均等割が非課税の人

イ. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月以降の家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入となった人

①～④に該当し、かつアに該当する人は申請不要です。それ以外の人(高校生のみ養育している人や、収入が急変した人、②④以外の公務員の人など)は申請が必要です。

※「ひとり親世帯分」をすでに受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

▶**給付額** 児童1人当たり一律5万円

▶**申請に必要なもの**

申請書 添付書類

※必要書類は申請書に記載されています。

※養育要件①③の公務員の方は申請書に所属庁の証明を受けてください。

※所得要件イで申請する人は、収入(所得)申立書に本人と配偶者の令和4年1月以降の収入(給与、事業、不動産、年金)がわかるものを添付してください。

本人確認書類(運転免許証など) 通帳など(振込先がわかるもの)

※詳しくはお問い合わせください。

### ひとり親分、ひとり親以外分共通事項

▶**申請方法**

申請書および必要書類を窓口へ持参か郵送により提出してください。

※申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※住民税の課税状況について、電話でお答えすることはできません。本人確認書類をお持ちの上、税務室でご確認ください。

▶**申請期限** 令和5年2月28日※

問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室

☎26-2248(直通)

## わが家の愛ドルを募集しています

広報よしおか裏面「わが家の愛ドル」のコーナーでわが子を紹介してみませんか?

2歳以下のお子さんを募集中です。

郵送またはメールで受け付けています。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



▶問い合わせ先

企画財政課 企画室 ☎26-2241(直通)



# 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている人へ

## 現況届・所得状況届の提出を

児童扶養手当(児扶)の現況届・特別児童扶養手当(特児)の所得状況届は、8月分以降も引き続き手当を受けられるか審査するためのものです。手当を受給している人は届け出をしないと8月分以降の支給が停止されます。忘れずに提出してください。

### 児童扶養手当とは

母子・父子家庭や父母がいないなどの児童の生活の安定を図り、自立を促進するために手当を支給する制度です。

児扶受給者には7月下旬、特児受給者には8月上旬に通知を郵送しました。ご確認ください。

提出期間 (開庁時間に 限る)	<b>児扶：8月1日(月)～19日(金)</b> ※窓口の混雑を避けるため、なるべく駒寄地区の人は奇数日、明治地区の人は偶数日に来てください。 <b>特児：8月12日(金)～22日(月)</b>
提出するもの	①児扶：現況届 特児：所得状況届 ②手当証書 ③その他必要に応じた書類

※父は、生計も同一である必要があります。  
 ※支給額(月額)は前年の所得に応じて決定されます。

- ① 父母が離婚した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が重度の障害の状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が裁判所からDV保護命令を受けた
- ⑦ 父または母が法令により引き

続き1年以上拘禁されている  
 ⑧ 婚姻によらないで懐胎した  
 ⑨ 父・母ともに不明である(孤児など)

子ども 3人目以降の 加算額 (1人当たり)	子ども 2人目加算額	子どもが 1人の場合
全部支給 6,100円	全部支給 10,170円	全部支給 43,070円
一部支給 6,090円～ 3,050円	一部支給 10,160円～ 5,090円	一部支給 43,060～ 10,160円

### 特別児童扶養手当とは

心身に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給される手当です。

#### ▼支給額(月額)

- 1級・・・52,400円
- 2級・・・34,900円

### ⚠️支給されないケース

- 児童が児童福祉施設などに入所している。(児扶・特児)
- 異性と事実上婚姻関係と同様の事情にある。(児扶)
- 児童が障害を事由とする公的年金を受けている。(特児)
- 一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。その他にも支給されない場合があります。

※いずれの手当も、受給するためには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

#### ▼申請・問い合わせ先

健康子育て課 子育て支援室  
 ☎ 26-2248(直通)



8月は経済産業省主催の  
**電気使用安全月間です!**

電気は正しく安全に使いましょう!

濡れた手は使わない時 OFF!

電気安全協会  
 関東電気保安協会  
<https://www.kden.or.jp/>

新しい働き方・休み方を実践するために  
**年次有給休暇**を上手に活用しましょう

Refresh/もっと自分らしい働き方 休む方

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。  
 ●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署